事例から学ぶ

相談員のための

トラスル対策

NFWS

救急搬送先で医師に事故状況を聞かれ答えたらトラブルに

■家族の介護負担が増えた、責任を取れ!

明け方ショートステイ利用中にMさんのセンサーコールが鳴り、夜勤職員が居室に駆けつけました。 Mさんがトイレに向かって危うい足取りで歩いていたので、職員が手を差し出しましたが目の前で転倒し してしまいました。呼びかけましたが返事が無く、当番看護師に連絡すると救急搬送を指示されたので、 職員が同行し病院に搬送しました。病院では同行した職員に当直の医師が事故状況を聞いてきました。 職員は「センサーコールに対応し手を貸したが転倒した」と説明しました。駆けつけてきた家族に相談員 が同じように「センサーコールで駆けつけたが目の前で転倒し防ぎようが無かった」と説明しました。

ところが家族は「病院からは施設の過失だと説明された」と言います。相談員が病院の事務員に確認すると、「医師から転倒の原因は職員の介助ミスと報告を受けたので、第三者行為による傷病届を家族に書いてもらった」と説明されました。仕方なく、施設では事務長が保険会社に確認しましたが、保険会社は「職員は介助しておらず、自立歩行中の転倒事故は過失とはいえないので保険金の支払いは難しい」と言われてしまいました。施設は家族に対して第三者行為による傷病届を取り下げるように求めましたが、Mさんは硬膜下出血で手術となり、治療費の支払いを巡りトラブルとなりました。

医師への事故状況の説明は適切な治療のため

■病院搬送時の医師への説明は慎重に

複勤帯の救急搬送で職員が病院に同行するのはやむを得ませんし、本事例の職員の医師に対する説明も咎められません。医師は同行した施設職員に事故状況について詳しく聞いてきますが、これは適切な医療処置のための事故状況の把握で、医師が自分で過失の判断をしてしまうのでは行き過ぎと言えるでしょう。



一部地域の国保連では、第三者行為の求償事務について病院の事務に周知が進んでいるため、病院側も事故の過失について神経を使っているようです。病院で医師に事故状況を聞かれた時には、「施設の過失判断については分かりません」と答えてもらった方が良いかもしれません。施設の事務長が早めに保険会社に確認を取ったのは賢明だったと思います。

■第三者行為による求償事務とは?

本事例のように、施設内の介護事故で施設に過失がある場合には、病院は第三者行為による求償事務を迅速に行う場合があり、施設側も求償事務の仕組みを知っておかなければなりません。交通事故のように加害者が補償すべき事故で、健康保険を使って治療をすると健康保険組合から治療費が病院に支払われます。しかし、被害者の損害は本来は加害者(保険会社)が賠償すべきであり、健康保険組合は病院に対して支払った治療費を加害者(保険会社)に請求し加害者(保険会社)がこれを支払うことになります。これが、第三者行為による求償事務という仕組みです。

■介護給付も求償事務の対象

交通事故だけでなく、施設で発生した介護事故で施設側に過失があれば、やはり健康保険組合が支払った治療費は施設もしくは施設の加入している損害保険会社に求償されます。しかし、施設内の転倒事故のように過失判断が微妙なケースでは、最終的に施設が賠償するかどうか分からないため、過失に対する最終結論が出るまで求償事務の手続きは待たなくてはなりません。

また、施設に過失のある介護事故で要介護度が上がれば、本来加害者が負担すべき損害を介護保険給付で支払うことになり、この「事故が生じた介護給付の増加分」も求償事務の対象となります。国保連は過失のある事故が原因で増加した介護給付は、保険会社に求償すると表明されており、今後はこれらの報告も必要になります。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社マーケット開発部 市場開発室

担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444

監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店